

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準

(9) 原町4丁目・岸部北2丁目地区

1 中高層住宅地区

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準		チェック	備考
(1) 自家用のみとする。			
(2) 壁面広告物のみとする。			
(3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。			
(4) 表示面積の合計は設置する壁面の1/20以下とする。			
(5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。			

2 低層住宅地区

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準		チェック	備考
(1) 自家用のみとする。			
(2) 表示面積の合計は1㎡以下とする。			
(3) 取付け位置は地盤面から3m以下とする。			
(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。			